

第2章

健康・発達に関すること

健康に関すること

お子さんの健診・保健サービス

※ 保健センターが行っているサービスは無料です。

こんにちは赤ちゃん訪問

対象 市内在住の生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

内容 保健師などの専門職が家庭訪問し、子育てや健康に関するご相談や、赤ちゃんの体重測定、子育て支援に関するサービスをご紹介します

申込み 出生通知票「わが家の赤ちゃんお知らせはがき」または電話

※ 里帰り先の市区町村で訪問希望の方もご連絡ください。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)

3・4か月児健康診査

健康推進課から個別通知します。

3・4か月児健診は、赤ちゃんの成長を確認する大切な健診です。

健康診査の当日は、医師による内科健診、計測、育児相談等が受けられます。

※ 健診会場で「6・7か月児と9・10か月児健康診査受診票」をお渡しします。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)



6・7か月児健康診査

9・10か月児健康診査

受診票（3～4か月児健診会場にて配布しています。）と母子健康手帳、健康保険証、乳幼児医療証（P4「乳幼児医療費助成」参照）を持って、都内の指定医療機関で受けてください。

受診票に記載されている内容の健診が無料で受けられます。

市外から転入された方は、ご連絡ください。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)

1歳6か月児健康診査

健康推進課から個別通知します。内科健診のほか、歯科健診や各種相談が受けられます。お子さんの成長を確認する大切な健診です。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)

3歳児健康診査

健康推進課から個別通知します。内科健診のほか、歯科健診や各種相談が受けられます。お子さんの成長を確認する大切な健診です。

事前に目と耳の検査や採尿をお願いしています。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)

こども歯科相談室（予約制）

歯や口の健康を守るため、年齢別の歯科教室や専門医による相談を実施しています。

① 歯科教室

対象 1歳児・2歳児・2歳6か月児・3歳6か月児・4歳児・5歳児・6歳児（就学前）

内容 月齢に合わせたむし歯予防の話や歯科健診、歯みがきの練習

② 歯科矯正相談（年6回）

対象 3歳から中学生対象

内容 歯並びや、かみ合わせについて歯科矯正専門医による個別相談

③ 食べ方相談（年6回）

対象 離乳食開始後～就学前のお子さんを対象

内容 食べ方や食べさせ方などについて摂食嚥下専門医による個別相談

申込み

- ①② 市報掲載後、健康推進課へ電話でご予約ください。
1歳児歯科教室のみ電子申請でもお申込みいただけます。
- ③ 保健センターまでお問合せください。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)

こどもの相談室

「保健センターでの健診は、おおぜいの人がいて相談しにくい。」という保護者も少なくありません。健診会場でも、プライバシーに配慮した個別相談を実施していますが、日や場所をあらためてじっくりと、という方におすすめします。

お子さんの心身の健康や発達のこと、育児やしつけ、家庭のことでお困りでしたら保健センターの保健師にご相談ください。

子どものこころ、ことば、うんどうなどの専門相談員による個別相談は予約制でお受けしています。いつでもお気軽にご利用ください。

申込み 健診会場又はお電話で、お問い合わせください。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)

食事なんでも相談室（栄養相談）

離乳食の進め方、少食、偏食など、お子さんの食事についてお困りのことがありましたら、ぜひご利用ください（予約制）。身長・体重の計測も行います。

栄養士が電話でのご相談も随時受け付けています。

申込み 保健センターまでお問い合わせください。



(健康推進課：保健センター 042-441-6100)

7～9か月児のもぐもぐ離乳食講座

離乳食のすすめ方（中期食～後期食）やお口の発達、上手な食べさせ方、生活リズムなどについて、保健師・栄養士・歯科衛生士がお話しします。

対象者／7～9か月児とその保護者

申込み 市報掲載後、電子申請にてお申し込みください。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)

アレルギー相談

小児アレルギーエドゥケーター・保健師・管理栄養士等が随時相談に応じます。

赤ちゃんのスキンケア教室、食物アレルギー教室を予約制で実施しています。

申込み ・保健センターまでお問い合わせください。

・予約制の教室は、市報掲載後、電子申請でお申し込みください。

(健康推進課：保健センター 042-441-6081)

あなたの骨の健康度チェック

骨の健康を保つための生活習慣や食事の話、身体の動かし方の実技、骨密度測定から女性の健康づくりを一緒に考えましょう。

対象 18歳～64歳の女性（令和5年度中に対象年齢に達する方）

- 対象外**
- ① 過去5年以内に骨密度測定を受けたことがある方
 - ② 過去に骨粗しょう症と診断されたことがある方及び現在治療中の方
 - ③ レントゲン検査のため、妊娠中及び妊娠の可能性のある方

日程 令和5年 7月28日（金）
 令和5年10月20日（金）
 令和5年12月19日（火）
 令和6年 3月21日（木）

定員 各回30人
 ※ 申込み多数の場合、抽選とさせていただきます。

保育 各回 先着6人（未就学児）

申込み 市報掲載後、健康推進課へお申し込みください。



（健康推進課：保健センター 042-441-6082）

乳がん検診（2年に一度受診できます）

対象 40歳以上の女性 ※前年度 未受診の方

市内検診機関

実施場所	日程	申込み
調布病院 【定員各月45人】 (調布駅広場口南側 総合福祉センター 横より送迎バスあり)	月～金曜日の 午後	電話042-484-2626（月～金曜日午前9時～午後4時 30分, 土曜日午前9時～午後0時30分）FAX042-481-0323
飯野病院 【定員各月65人】 (調布駅から徒歩1分)	金曜日の午 後・土曜日	電話042-483-8811 (月～水・金・土曜日, 午前9時～午後5時)
調布東山病院 【定員各月200人】 (調布駅から徒歩3分)	月・火・木・ 金・土曜日の 午後	電話042-481-5515 FAX042-481-5514 (月～土曜日午前9時～午後4時30分)

市外検診機関

実施場所：東京都予防医学協会 申込期間：年3回
 受診期間：市報をご確認ください 申込方法：市報で内容確認後健康推進課へ電話
 （健康推進課：保健センター 042-441-6082）

子宮頸がん検診（2年に一度受診できます）

	対象 ※令和6年3月31日時点の年齢	申込み方法
①	20・23・24歳の女性 ※前年度 未受診の方	【申込み制検診】 期間：5月 1日から7月10日まで
②	22・25・26・27・28・29歳の女性 ※前年度 未受診の方	【申込み制検診】 期間：6月 1日から7月10日まで
③	35・40・45・50・55・60・65歳の女性 ※前年度 未受診の方	受診券をご自宅に郵送します。 指定医療機関に直接ご連絡ください。
④	30歳以上で③以外の女性 ※前年度 未受診の方	【申込み制検診】 市報8月20日号または市HPに掲載

- ※ 現在治療中・経過観察中の方は受診できません。
- ※ 21歳の女性は、6月末に無料クーポンをご自宅へ郵送します。

（健康推進課：保健センター 042-441-6082）

保健センターのご案内



- ※ 保健センター地下の文化会館たづくり駐車場は有料です。（30分/100円）
- ※ 自転車は、原則東館の地下駐輪場に駐輪をお願いいたします。ただし、地下駐輪場の駐輪に支障がある方は、保健センター前のスペースが空いている場合には駐輪することができます。

あなたのまちの担当保健師・
栄養士・歯科衛生士

～こんなときには、声をかけてください～

- ☆家族や友人には相談しにくいところやからだの悩みがあるとき
- ☆お医者さんにはちょっと聞けない育児の不安や疑問があるとき
- ☆健診結果についてもっと詳しく知りたいとき
- ☆仲間で集まって健康について勉強したいとき など

健康推進課：保健センター
調布市小島町2-33-1
042-441-6100（健診・検診）
6081（母子保健）
6082（成人保健）

定期予防接種（予防接種法に基づく予防接種）

（R5.4月現在）

接種できる時期になりましたら、お知らせと予診票を郵送します。
 接種費用は無料（公費負担）です。指定医療機関（※1）に予約のうえ、接種当日は予診票と母子健康手帳をお持ちください。
 通知時期の直前や過ぎてから転入された方は、健康推進課までご連絡ください。

種 類		回数	対象者	通知時期
ロタウイルス	ロタリックス	2	出生6週0日後～24週0日後	生後1か月に達する月の下旬
	ロタテック	3	出生6週0日後～32週0日後	
ヒブ※2	初回	3	生後2か月～5歳未満	生後1か月に達する月の下旬
	追加	1		生後10か月に達する月の下旬
小児用肺炎球菌※2	初回	3	生後2か月～5歳未満	生後1か月に達する月の下旬
	追加	1		生後10か月に達する月の下旬
B型肝炎※3		3	1歳未満	生後1か月に達する月の下旬
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ 不活化ポリオ)	1期初回	3	生後2か月～7歳6か月未満	生後1か月に達する月の下旬
	1期追加	1		生後10か月に達する月の下旬
BCG（結核）		1	1歳未満	生後1か月に達する月の下旬
麻疹（はしか） 風しん※4	1期	1	1歳～2歳未満	生後10か月に達する月の下旬
	2期	1	小学校入学前の1年間 (4/1～3/31)	小学校入学前年の4月 (6歳になる年度の4月)
水痘(みずぼうそう)		2	1歳～3歳未満	生後10か月に達する月の下旬
日本脳炎※5	1期初回	2	生後6か月～7歳6か月未満	3歳に達する月の下旬
	1期追加	1		4歳に達する月の下旬
	2期	1	9歳～13歳未満	9歳に達する月の下旬
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	1	11歳～13歳未満	11歳に達する月の下旬
ヒトパピローマウイルス※6 (子宮頸がん予防)		2又は 3	小学校6年生（12歳相当）～ 高校1年生（16歳相当）の女子	4月(中学1年生)

※1 詳細は市からののお知らせ、市及び調布市医師会ホームページをご覧ください。

※2 接種開始月齢（年齢）により接種回数が異なります。

※3 母子感染予防のためにB型肝炎ワクチン（抗HBs人免疫グロブリンと併用）を受けた方は、定期予防接種の対象外です。（健康保険適用）

※4 麻疹（はしか）風しん1期、2期の対象年齢に接種できなかった場合、調布市が独自に行う法定外予防接種（無料）を受けることができます。（7歳6か月未満まで）

※5 日本脳炎は、特例措置があり、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満までの間に、1期3回と2期1回の合計4回のうち不足回数分の接種を無料で受けられます。

※6 (1) ワクチンの種類と初回接種時の年齢により回数が異なります。

(2) 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、合計3回のうち不足回数分を接種することができます。（令和7年3月31日まで）

（健康推進課 042-441-6100）

年齢別お子さんの保健サービス

年齢	月齢	健康診査	健康教育・健康相談 ・訪問指導	定期予防接種 ※ (R5.4月現在)	年齢											
0歳	0	先天性代謝異常等検査(都事業) 新生児聴覚検査(一部助成)	こんにちは赤ちゃん訪問 (新生児訪問) ようこそ調布っ子 サポート事業 アレルギー相談 食事なんでも相談室 食べ方相談 7~9か月児の もぐもぐ離乳食講座	ロタウイルス 27日以上の間隔で2回または3回 ヒブ (初回) 27日以上の間隔で3回 小児用肺炎球菌 (初回) 27日以上の間隔で3回 B型肝炎 27日以上の間隔で2回+1回目から139日以上あけて1回 四種混合 (1期初回) 20日以上の間隔で3回 BCG 1回	随時の電話相談・個別相談・家庭訪問											
	1					こども歯科相談室 (1歳児歯科教室) 1歳6か月児健診 (一般・歯科)	ファーストバースデー サポート事業 こころの相談 ことばの相談 うんどうの相談	麻しん風しん (1期) 1回 水痘(みずぼうそう) 3か月以上の間隔で2回 ヒブ (追加) 初回終了後7か月以上の間隔で1回 小児用肺炎球菌 (追加) 初回終了後60日以上の間隔で1歳以降に1回 四種混合 (1期追加) 1期初回終了後6か月以上の間隔で1回								
	2歳								こども歯科相談室 (2歳児・2歳6か月児歯科教室)	日本脳炎 (1期初回) 6日以上の間隔で2回						
	3歳										こども歯科相談室 (3歳6か月児歯科教室)	日本脳炎 (1期追加) 1期初回終了後6か月以上の間隔で1回				
	4歳												こども歯科相談室 (4歳児歯科教室)	麻しん風しん (2期) 1回		
	5歳														こども歯科相談室 (5歳児歯科教室)	
	6歳															こども歯科相談室 (6歳児歯科教室(就学前))

※ 定期予防接種は、予防接種法により、対象者・接種回数・接種間隔などが定められています。詳しくは、P36 や市からのお知らせ、調布市ホームページをご覧ください。

医療に関すること

休日や夜間に急病になったとき

休日診療当番医

休日に急病患者のための診療を当番制で実施しています。1休日あたり、医科3ヶ所、歯科1ヶ所で実施しています。

診療日 日曜日、祝日、年末年始

診察時間 午前9時～12時 午後1時～5時

- 毎月20日号の市報に翌月の休日診療当番医を掲載しています。
- 調布市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/>から

「いざという時のために」→「救急・休日・夜間診療」→「休日診療当番医」

狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療

平日準夜間にお子さんの具合が急に悪くなったら、小児科医による『狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療』をご利用ください。

対象 15歳以下の急病のお子さん

場所 東京慈恵会医科大学附属第三病院内
『狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室』

診療日 月～金曜日（祝日、年末年始、当病院の休診日は除く）

診療時間 午後7時～午後10時（受付は午後9時30分まで）

※ 受診の際には、事前に電話連絡してください。
直通電話 03-3488-2061



休日夜間急患診療所

土・日曜日・休日の夜間に急病のための診療を行っています。

診療科目

内科・小児科系

(注)日によって担当医師の専門分野が異なりますので、事前に電話連絡にてご確認ください。

診療時間

土・日曜日・祝日・年末年始の午後7時～午後10時
(受付は午後9時45分まで)



場所

調布市小島町3-68-10 (調布駅広場口より徒歩7分 調布市医師会館裏)
調布市医療ステーション内

☎ 042-484-1455

東京都医療機関・薬局案内サービス(ひまわり)

住所・時間帯などから、診療中の医療機関・薬局を探せます。

受付時間 24時間対応

電話番号 03-5272-0303

ホームページ <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

携帯向けホームページ <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

「子供の健康相談室」(小児救急相談)

東京都では、保健所や保健センターが閉庁する時間帯に、子供の健康・救急に関する相談に、看護師や保健師等が応じています。

また、必要に応じて小児科医師が小児救急相談にお答えします。(電話相談のため、医師が診断をするものではありません。)

受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午後6時～翌朝8時まで
土・日曜日, 祝日, 年末年始 午前8時～翌朝8時まで

電話番号 ●プッシュ回線の固定電話・携帯電話
#8000
●すべての電話
03-5285-8898

(東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

調布市周辺の東京都指定二次救急医療機関（小児科）

小児の入院を必要とする患者さんに対応しています。事前に電話で受け入れ確認をしてください。

病 院 名	住 所	電 話
東京都立小児総合 医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	(042) 300-5111
杏林大学医学部 付属病院	三鷹市新川 6-20-2	(0422) 47-5511
東京慈恵会医科 大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	(03) 3480-1151
日本赤十字社 武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	(0422) 32-3111
国立成育医療研究 センター	世田谷区大蔵 2-10-1	(03) 3416-0181

※ 東京都福祉保健局医療政策部HP「小児救急医療」より抜粋

急病・不慮の事故が発生したら・・・

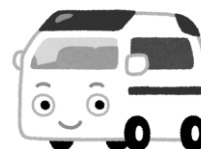
救急車の呼び方

緊急と思ったら**119番**にかけ、救急車を呼んでください。そのときに、主に次のことを聞かれますので、あらかじめ確認しておきましょう。

- ①「火事ですか、救急ですか？」
- ②「どうしましたか？」
- ③「住所を教えてください」「何か目標（目印）はありますか？」

携帯電話などでかけるときの注意事項

- 所在地、目印となる建物などの確認
- 携帯電話使用と電話番号を告げる
- 途切れないよう立ち止まって話す
- 通報後しばらく、電源を切らない（消防署などから連絡が入る場合がある。）



※ お願い：年々、緊急性のない軽症利用者の数が増えています。本当に必要とするときのために適正に利用しましょう。

救急車を呼んだほうが良いか迷ったら… 東京消防庁救急相談センター

救急隊経験者や看護師が24時間待機。必要に応じて医師が適切なアドバイスをいたします。携帯電話からでもかけられます。

サービス内容 医療機関案内
症状に基づく緊急性の有無のアドバイス
受診の必要性に関するアドバイス

受付時間 24時間年中無休

電話番号

- すべての電話
#7119
- つながらない場合
多摩地区
042-521-2323



中毒110番

化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し、情報提供しています。

（異物を飲み込んでしまったときや食中毒、慢性の薬物中毒や常用量での医薬品の副作用については受け付けていませんのでご注意ください。）

（財）日本中毒情報センター

- つくば中毒110番 電話 029-852-9999(9時～21時 365日対応)
- 大阪中毒110番 電話 072-727-2499(24時間365日対応)
- たばこ誤飲事故専用 電話 072-726-9922(24時間テープによる情報提供)

東京民間救急コールセンター

民間会社の有料搬送サービス。

緊急性がない通院や受診、入退院や転院搬送などの際に民間救急またはサポートCab(タクシー)の案内をしています。

公益財団法人 東京防災救急協会

電話（ナビダイヤル） 0570-039-099

ホームページ <https://www.tokyo-bousai.or.jp/>



かかりつけ医をもちましょう

身近なところに、かかりつけ医（家庭医＝ホームドクター）をもちましょう。かかりつけになっていると、お子さんの体の様子や、どのような薬が合うかなど、医師も判断しやすくなります。また、早めに気がねなく相談することで病気を未然に予防できたり、早期の治療に結びつけることができます。もちろん、子どもだけでなく大人にとっても心強いものです。

信頼関係を築いて、上手にお付き合いしていきましょう。

問い合わせ先 調布市医師会 042-483-8648 調布市歯科医師会 042-485-4892

東京都「こども医療ガイド」

子どもの病気や発熱・怪我，子育ての情報が簡単に見つかる東京都管轄のwebサイトです。

内 容 病気やけがの対処のしかた
病気の基礎知識
子育てアドバイス

ホームページ <https://www.guide.metro.tokyo.lg.jp/>



このホームページは緊急時ではなく、少し気がかりな点があるときや、また日頃の余裕のある時間に、こどもの病気やケア，育児の勉強の一環として活用してください。

東京都「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」

医療のしくみや医療保険など，医療に関して知っておきたい情報をご案内しています。

ホームページ <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/inavi/>

モバイルサイト <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/inavi/k/>



不妊・不育症相談等と助成事業

東京都不妊・不育ホットライン

東京都では、不妊・不育ホットラインとして、不妊や不育症についての相談を行っています。

不妊相談 同じ不妊で悩んだ経験のある女性が、ピア(仲間)カウンセラーとして相談に応じています。

不育相談 妊娠をしても、流産や死産などを繰り返し、結果的に子どもを持つことができない場合を「不育症」と呼びます。「流産が続いているけれど、私は不育症かしら?」「不育症で悩んでいる人はほかにもいるの?」このようなお悩みについて、専門の研修を受けたピアカウンセラーや医師などがご相談をお受けするとともに、不育症の原因、また、検査や治療にはどのようなものがあるかなどの情報提供を行っています

問合せ先 東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課母子医療助成担当

☎ 03-5321-1111 (都庁代表)

特定不妊治療費(先進医療)助成

東京都では不妊治療における経済的負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される先進医療に係る費用の一部を助成しています。なお、申請書類は、都内指定医療機関及び調布市健康推進課の窓口でも配布しています。

問合せ先 東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課母子医療助成担当

☎ 03-5321-1111 (都庁代表)

東京都不妊検査等助成事業

東京都では、子供を望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、不妊検査及び薬物療法や人工授精等の一般不妊治療にかかる費用の一部を助成しています。

問合せ先 東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課母子医療助成担当

☎ 03-5321-1111 (都庁代表)

不育症検査助成事業

東京都では、妊娠はするものの、2回以上の流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持ってないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査に係る費用の一部を助成しています。

問合せ先 東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課母子医療助成担当

☎ 03-5321-1111 (都庁代表)

東京都若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業

東京都では、がん患者さん等の生殖機能に影響するおそれのある治療を受ける方に対して、生殖機能温存治療及び妊娠のための治療に係る費用を助成しています。

問合せ先 東京都福祉保健局医療政策部医療政策課がん対策担当

☎ 03-5321-1111 (都庁代表)

発達に関すること (子ども発達センターなど)

お子さんの発達のことで不安や心配がありましたらお気軽にご相談ください。

- ★ことばが遅い
- ★歩き始めるのが遅い
- ★お友達と上手に遊べない
- ★落ち着きがない
- ★他の子と比べ少し違うと感じる



子ども発達センター
イメージキャラクター スクッピー

子ども発達センターとは？

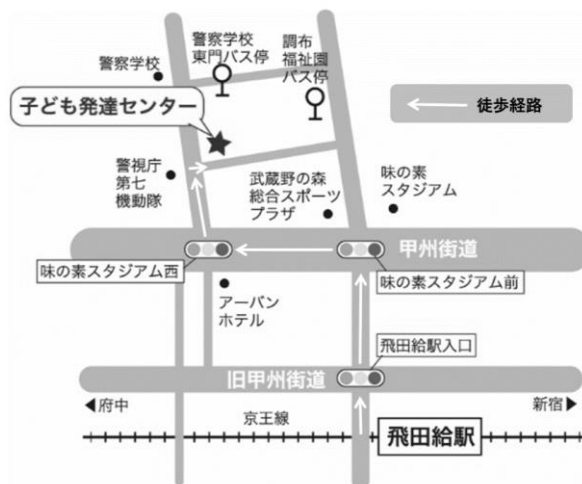
子ども発達センターは「調布市子ども条例」の理念を基に、子どもの育ちと子育て家庭を支援します。子どもの成長の過程では発育や発達に関して、さまざまな心配や不安が出てくるものです。子どもたちが、家庭や地域でのびのびと遊び、学び、いきいきと育つことができるように、一人ひとりの子どもの必要に応じた療育を行い、子育て家庭を支援します。

住所 調布市西町290-49

電話 042-486-1190 (代表)
042-486-3200 (相談専用)
042-486-3147 (FAX)

メール ayumi@city.chofu.lg.jp

アクセス 京王線飛田給駅北口から徒歩15分
飛田給駅北口から京王バス
調布駅北口から京王バス
いずれも(調33 多磨駅行きバス)
「調布福祉園」バス停または「警察
学校東門」バス停を下車して徒歩3分
※ 当センターの巡回バスもあります。
詳しくはセンターへお問合せください。



相談事業

お子さん(18歳未満)の発達に心配や不安を抱えている保護者からの相談や、子ども施設からの相談をお受けするほか、関係機関と協力し子育て家庭を支援します。

相談日/月曜日～金曜日(予約制)
相談時間/8:30～17:15
相談専用電話/042-486-3200



子ども発達相談

お子さんの発達に関する相談をお受けし、必要なアドバイスを行うとともに、地域の関係機関との連携を図ります。

就学前のお子さんには、必要に応じてセンターの事業利用についてご紹介します。

●発達相談コーディネーターへの相談

発達相談コーディネーターは、「子どもの発達相談に関する総合案内窓口」として、子ども発達センターで活動をしています。保護者の方が抱えているお子さんに関する心配ごとを整理して、必要な情報を提供したり、適切な支援機関をご紹介します。

どんなにささいなことでも大丈夫です。お話しすることでスッキリすることもありますので、お気軽にご相談ください。

子ども施設支援

調布市内の幼稚園・保育園・児童館・学童クラブ・放課後等デイサービスなどの子ども施設を対象に、研修会や見学会を実施したり、相談をお受けします。

普及啓発・保護者支援

子どもの発達に関する知識の普及啓発を図るため、講習会などを開催するほか、保護者の交流や自主的活動を支援します。

緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業

病気・出産・冠婚葬祭などで一時的に養育が困難になったとき、またはご家族の休息が必要なときに、障害のあるお子さん・発達に遅れやかたよりのあるお子さんをお預かりします。

対象 調布市在住の発達に遅れやかたよりのある、またはその心配のある1歳6か月～就学前のお子さん及び、障害手帳又は診断書のある小学生（障害児）までが対象です。

緊急一時養護事業

利用要件 家族の病気・出産・冠婚葬祭など

利用時間 平日 14:30～20:30の間で必要な時間

休日 8:30～20:30の間で必要な時間（最長6時間まで）

利用料金 利用時間により異なります。（250円～600円）

リフレッシュ支援事業

利用要件 家族のリフレッシュなど、理由は問わずお預かりします。

利用時間 平日 14:30～20:30の間で必要な時間

休日 8:30～20:30の間で必要な時間（最長6時間まで）

利用料金 利用時間により異なります。（500円～1,200円）

※ 事前に、利用登録が必要です。お電話でご予約のうえ、子ども発達センターへおこしてください。詳しくは、子ども発達センターまでお問合せください。

※ 類似事業を子ども家庭支援センターすこやか（P54）と障害福祉課（P9）でも実施しています。

障害児相談支援事業

障害のあるお子さんが福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、利用の支援をします。

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく所定の手続きが必要です。

保育所等訪問支援事業

保育所等に通うお子さんが、集団生活に適應することができるよう、子ども発達センターの職員が施設を訪問し、お子さんの状況等に応じた助言を行います。

※ 児童福祉法に基づく所定の手続きが必要です。

※ 「受給者証」が必要で、利用者負担があります(3～5歳児については、就学前障害児の発達支援の無償化対象です)。

居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障害等の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、子ども発達センターの職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

※ 児童福祉法に基づく所定の手続きが必要です。

※ 「受給者証」が必要で、利用者負担があります(3～5歳児については、就学前障害児の発達支援の無償化対象です)。

発達支援事業

就学前の発達に遅れやかたよりの心配のあるお子さんを対象に、年齢や一人ひとりの発達に応じて、個別やグループでの療育を行います。

遊びを通じてお子さんの健やかな成長を促し、関係機関との連携を行いながら、子育て家庭を支援します。

スタッフが利用の相談や検査等を行い、お子さんに適した事業をご紹介します。

個別療育

※ 親子参加

事業名	対象	内容
運動療法	6か月～5歳児	運動発達や身体機能に遅れや心配のあるお子さんに対し、運動療法を実施します。
作業療法	3～5歳児	遊びや日常生活における動作及び活動等に支援を必要とするお子さんに対し、作業療法を実施します。
言語・心理療法	おおむね2～5歳児	発達や言語・コミュニケーション等に支援を必要とするお子さんに対し、言語療法・心理療法を実施します。

グループ療育

※ 各グループごとに定員があります。

親子で参加する1・2歳児グループ、3・4・5歳児グループ、運動療法グループ、作業活動グループのほか、お子さんのみ参加する幼児グループでの療育を行います。

スタッフ：保育士、児童指導員、福祉職、心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、保健師

通園事業

専門的支援を必要とする3～5歳児を対象とした通園療育を行います。

お子さんの特性に応じた個別的療育プログラムを提供します。遊びを通して、コミュニケーション・社会性などの社会的能力、認知能力、運動・活動能力の育ちを支援します。日々の療育の中で一人ひとりに応じた生活習慣の確立を目指します。

- 定員 1日40人
- 通園日 月曜～金曜日
- 通園時間 9時30分～14時30分



- ・送迎バス、給食有り
- ・地域の保育園での交流保育
- ・地域の関係機関との連携や資源の活用

※ 児童福祉法に基づく児童発達支援事業です（「受給者証」が必要です）。

就学前障害児の発達支援の無償化対象事業ですが、給食費や行事・創作活動等にかかる費用は自己負担となります。

iーファイル

ご希望の方に、個別記録票“^{アイ}iーファイル”を配付しています。

iーファイルは、お子さんが医療機関や保育園・幼稚園、学校など様々な関係機関を利用する際に、成育歴や健康面の情報、今まで受けてきた支援の内容等を関係機関のスタッフに伝え、一貫した継続的な支援が受けられるようにするためのものです。ぜひ、ご活用ください。

- 配付場所**
- 子ども発達センター
 - 教育相談所（教育会館6階）
 - 子ども政策課（市役所3階）
 - 障害福祉課（市役所2階）
 - 健康推進課（たづくり西館4階）
 - 子ども家庭支援センターすこやか（国領町3-1-38 ｺﾝｽｸｲｱ2階）



障害児 通所施設（18歳未満）

調布市内に所在する障害児を対象とした通所施設（児童福祉法に基づくもの）の一覧（令和5年3月1日時点）です。

利用にあたっては、障害福祉課に申請し、「児童福祉通所受給者証」の交付を受けることが必要です。各施設の空き状況等は、直接施設にお問い合わせください。

<児童発達支援>

No	事業所名	所在地	電話	市立	民間
1	子ども発達センター通園事業 あゆみ	西町290-49	042-486-3155	○	
2	すこっぴ	布田1-32-5 マートルト調布	042-444-3467		○
3	発達支援つむぎ 調布ルーム	上石原1-39-1 Soshite2階	042-444-5934		○
4	発達支援つむぎ つつじヶ丘ルーム	東つつじヶ丘1-6-25	03-5315-9418		○
5	通所運動療育障がい児リハビリ調布	小島町3-88-2	042-426-7062		○
6	KIZUNA調布	布田6-25-8	042-444-1980		○
7	KIZUNA柴崎駅前	菊野台1-5-1 倉田ビル2F	042-444-0045		○
8	あんあんの家	富士見町4-24-41	042-430-0850		○
9	アイビーキッズ布田	国領町1-9-3 小谷田ビル1F	042-444-7182		○

<放課後等デイサービス>

No	事業所名	所在地	電話	市立	民間
1	ぴっころ	小島町2-47-1	042-490-6675	○	
2	ポコポコ・ホッピング神代団地	西つつじヶ丘4-23 神代団地33-103	042-483-1114		○
3	ポコポコ・ホッピング富士見町	富士見町2-17-17	042-486-5922		○
4	ふみ月チャレンジ染地	染地1-17-15	042-486-9901		○
5	クレヨンキッズ	布田2-4-10 布田ビル1F	042-490-3933		○
6	れいんぼー	富士見町4-30-20	042-499-6777		○
7	にこにこキッズルーム	下石原1-2-4 ヤマビル2階	042-499-5660		○
8	ふくふく	国領町5-74-1-103	042-444-7807		○
9	アーリーバード	多摩川5-7-4	042-446-2550		○
10	アーリーバード柴崎	菊野台1-52-4 三高家ビル2A	042-499-6030		○
11	ちょうふの風	国領町3-8-15 くすのきビル1-114	042-444-5514		○
12	ドリームボックス下石原	下石原1-32-6 下石原ビル101	042-444-7155		○
13	放課後等デイサービスわかば	若葉町2-26-29 ミッドビル1F	03-5969-9047		○
14	放課後等デイサービスわかば西調布店	下石原1-8-1 西谷調布ビル102	042-426-7982		○
15	たんぽぽ	布田2-51-10 トビル調布201	042-444-0471		○
16	Green Apple 調布ヶ丘	調布ヶ丘4-41-2 MARUWA-2F	042-444-4216		○
17	通所運動療育障がい児リハビリ調布	小島町3-88-2	042-426-7062		○
18	KIZUNA調布	布田6-25-8	042-444-1980		○
19	KIZUNA柴崎駅前	菊野台1-5-1 倉田ビル2F	042-444-0045		○
20	といろ 調布ヶ丘ルーム	調布ヶ丘3-19-12 桑田ビル2-B	042-444-6959		○
21	あんあんの家	富士見町4-24-41	042-430-0850		○
22	チル・リブ西調布ルーム	上石原1-25-47 ドミール西調布102	042-452-8501		○
23	ウイング調布	調布ヶ丘4-43-1 パークアベニュー1階-5	042-426-7748		○

（障害福祉課 042-481-7135）

多摩府中保健所の業務について

東京都多摩府中保健所 府中市宮西町 1-26-1 東京都府中合同庁舎内

☎ 代表 042-362-2334

保健所では、主に次のような相談を行っています。

長期にわたるご病気をお持ちのお子さんについて

これからの子育てや療育について、相談を行っています。

問い合わせ先：保健対策課地域保健第一担当

重い障害のあるお子さんについて

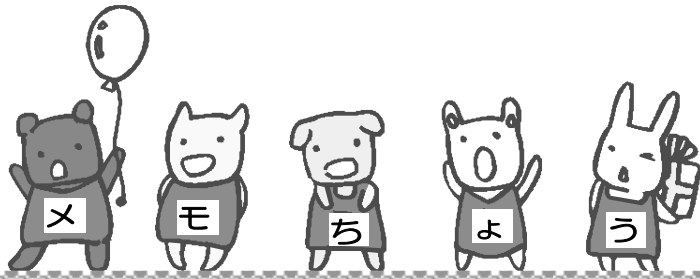
療育相談や地域の保健福祉制度の紹介、情報提供などを行っています。

重症心身障害児等在宅療養支援事業として、看護師が訪問するなども行っています。

※ 重症心身障害児等在宅療養支援事業とは、ご家族が安心してお子さんの在宅療養にあたるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行う事業です。

問い合わせ先：保健対策課地域保健第一担当





A large writing area with a checkered border and horizontal dashed lines for writing practice.